

以下の施設で働いている調理師の方は必ず届出をしてください。

届出に記入する『業種コード』については下記を参照してください。

『業種コード』

1. 寄宿舍

企業 官公庁 学校 病院 その他の団体 等が所有する社員寮等の寄宿舍
※ 自衛隊の寄宿舍については 業種コード『11』を記入する

2. 学校

学校 幼稚園 学校給食専門の施設 (学校内の食堂も含む)
※ 保育園関係については 業種コード『5』を記入する
企業向け給食の施設については 業種コード『10』を記入する

3. 病院

入院患者向けの給食
※ 病院内にあっても一般外来者向けの食堂については 業種コード『8』を記入する

4. 事業所

企業 官公庁 その他団体等の事業所内にある社員または職員を対象とした食堂
※ 上記施設内にあっても一般外来者対象の食堂は 業種コード『8』を記入する

5. 社会福祉施設

保育園 身体障害者 国民休養施設 特別養護老人ホーム等の社会福祉施設
※ 上記施設内にあっても一般外来者対象の食堂は 業種コード『8』を記入する

6. 介護老人保健施設

老人保健施設 デイケアセンター 老人福祉対象のボランティア団体 等
※ 上記施設内にあっても一般外来者対象の食堂は 業種コード『8』を記入する

7. 矯正施設

刑務所 少年刑務所 矯正を目的とする学校 等
※ 上記施設内にあっても一般外来者対象の食堂は 業種コード『8』を記入する

8. 飲食店営業

各種飲食店 含む パブ、スナック、バー、キャバレー、ナイト・スポット、喫茶店、屋台営業等
ホテル、デパート、スーパー、公共施設 等の中で一般客を対象として飲食店を営むもの
※ デパート、スーパー内であっても社員対象の食堂であれば 業種コード『4』を記入する

9. 魚介類販売業

個人商店、デパート、スーパー、コンビニ、市場、行商 等での魚介類販売

10. そうざい製造業

精肉店、鶏肉販売、豆腐製造販売、納豆製造販売、製麺業、製パン業、宅配ピザ、すし等
弁当製造販売、企業向け給食施設、宅配でのそうざい販売 等
青果店、コンビニ、デパート、スーパー内 等でのそうざい製造販売

11. その他

製菓業、ホテル(含む従業員食堂)、旅館、民宿、宿坊、温泉、健康ランド、カラオケ、貸室業、
冠婚葬祭場、自衛隊各施設